

四国地方整備局における総合評価方式の実施方針

四国地方整備局においては、公共工事の品質確保の促進を図るため、総合評価方式をより積極的かつ効果的に活用する観点から、総合評価方式の実施方針を以下のように定める。

第 1 総合評価方式の適用

(1) 総合評価方式とは

総合評価方式とは、「価格」と「価格以外の要素（技術力）」を総合的に評価し落札者を決定する方式である。「価格以外の要素（技術力）」の評価結果を数値化した技術評価点数（標準点＋加算点）を企業の入札価格（予定価格以下であること）で除して算出された数値（＝評価値）が最も高い業者を落札者とするものである。

技術評価点数：標準点＋加算点

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者
に対して 100 点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した
加算点を与える。

また、いわゆるダンピング受注については、これまでも対策を講じてきたところであるが、低価格入札工事においては、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する新たな総合評価方式として、「施工体制確認型総合評価方式（以下「施工体制確認型という。）」を試行する。施工体制確認型における技術評価点数は以下のとおりとする。

技術評価点数：標準点＋加算点＋施工体制評価点

施工体制評価点とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を評価基準に基づき評価し与えるものである。

さらに、技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担が増大していることに鑑み、競争性を維持しながら契約の相手方をより合理的・効率的に選定できるよう、広く競争参加者を募った上で、第一段階の競争における評価点が上位の3～10者程度に、最終的な落札者を決めるための入札書及び技術提案等を求める「段階選抜方式」を実施する。

また、事業の特性、地域の実情等に応じて多様な入札契約方式を試行できるものとする。

（２）総合評価方式の適用

総合評価方式は、特に小規模な工事等その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、すべての工事において総合評価方式を適用することを基本とする。

また、低価格入札の発生状況を踏まえて、施工体制確認型を積極的に適用するものとする。

（３）総合評価方式の方式

総合評価方式の適用に当たっては、工事の技術的な特性に応じて次に掲げるいずれかの方式を選択する。

１）技術提案評価型

①技術提案評価型（Ａ型）

技術的な工夫の余地が大きい工事において、競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求める場合で、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を実施することとする。

②技術提案評価型（S型）

施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事において、競争参加者に施工上の工夫等の技術提案を求め、品質の確保、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、技術力と入札価格とを総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を実施できることとする。

2）施工能力評価型

①施工能力評価型（I型）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める施工計画を確認し、同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

また、適用する工事の内容・規模により、段階選抜方式を実施できることとする。

②施工能力評価型（II型）

技術的な工夫の余地が小さい工事で、競争参加者から求める同種・類似工事の経験、工事成績等の評価項目に基づき技術力と入札価格を総合的に評価するもの。

〔別紙 図－1 参照〕

第2 総合評価方式の加算点及び施工体制評価点の評価要素

（1）加算点の評価要素

総合評価方式の加算点の算定は、「技術提案の評価」、「技術者の評価」及び「企業の評価」の3つの評価要素より行うものとする。

1）技術提案の評価

競争参加者から技術提案を求め、工事毎にあらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、技術提案の評価を行うものとする。
なお、技術提案の内容が適正でない場合は競争参加を認めない。ま

た、一定水準以下の技術提案の場合も競争参加を認めないとする事が出来るものとする。

○内容が適正でない技術提案とは、

- ・ 提案内容に対する根拠が明らかなでない技術提案
- ・ 他の施設管理者等と新たな協議を必要とし、協議しても実現の可能性の低い技術提案
- ・ 現地の気象、地形、地質等の条件が考慮されていない技術提案
- ・ 労働安全衛生規則等の法律、規則に抵触する技術提案
- ・ 技術提案を実施することで品質の低下が懸念される技術提案

等を言う。

○一定水準以下の技術提案とは、

- ・ 品質確保が、一定水準以上あると認められない技術提案等を言う。
(求める水準は工事内容に応じて設定する事が出来るものとする。)

2) 技術者の評価

競争参加者から配置予定技術者の同種・類似工事の施工経験等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、配置予定技術者の経験等の評価を行うものとする。

3) 企業の評価

競争参加者から企業の同種・類似工事の施工実績等を求め、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に基づき、企業の同種・類似工事の施工実績等の評価を行うものとする。なお、「企業の評価」は、全ての分野の工事に共通の「基本企業評価」と、工事の分野により特別に評価要素とする「その他企業評価」から成るものとする。

(2) 評価要素の評価点の算定

各評価要素毎の評価点の算定は、別紙 表－１～６の評価項目等により行うものとする。

(3) 施工体制確認型の適用及び施工体制評価点の評価要素

施工体制確認型は原則、全ての工事に適用するものとし、施工体制評価点の算定は「品質確保の実効性」、「施工体制確保の確実性」について評価を行うものとする。(別紙 表－７)

第3 評価要素の評価点から加算点への換算

(1) 加算点への換算

競争参加者の技術提案に対する加算点は、総合評価の方式に対応し該当する評価要素（技術提案の評価、技術者の評価、企業の評価）の評価点の総和（＝合計評価点）を基に、これを総合評価の方式及び工事規模により該当する「加算点幅」に換算したものをもって加算点とするものとする。

なお、この換算に当たっては、同一工事の競争参加者の間で、最も高い合計評価点の競争参加者に加算点幅の満点を、また、最も低い合計評価点の競争参加者に0点を与え、その間の競争参加者の加算点は按分し算定する事も出来るものとする。

(2) 方式毎の評価要素と適用加算点

1) 技術提案評価型

①技術提案評価型（A型）

評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は工事の技術的特性を踏まえ、50～70点までの範囲で適宜設定するものとする。

②技術提案評価型（S型）

「政府調達に関する協定」※適用工事の場合

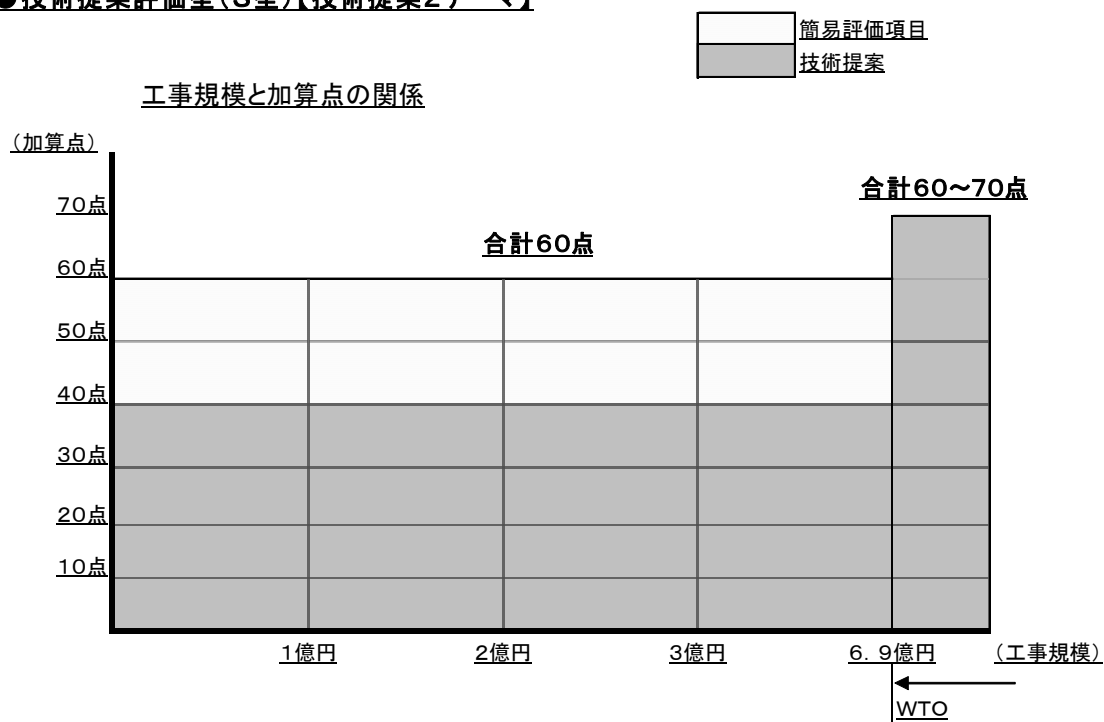
評価要素としては技術提案の評価のみとし、適用加算点は60～70点までの範囲で適宜設定するものとする。

「政府調達に関する協定」※適用外工事の場合

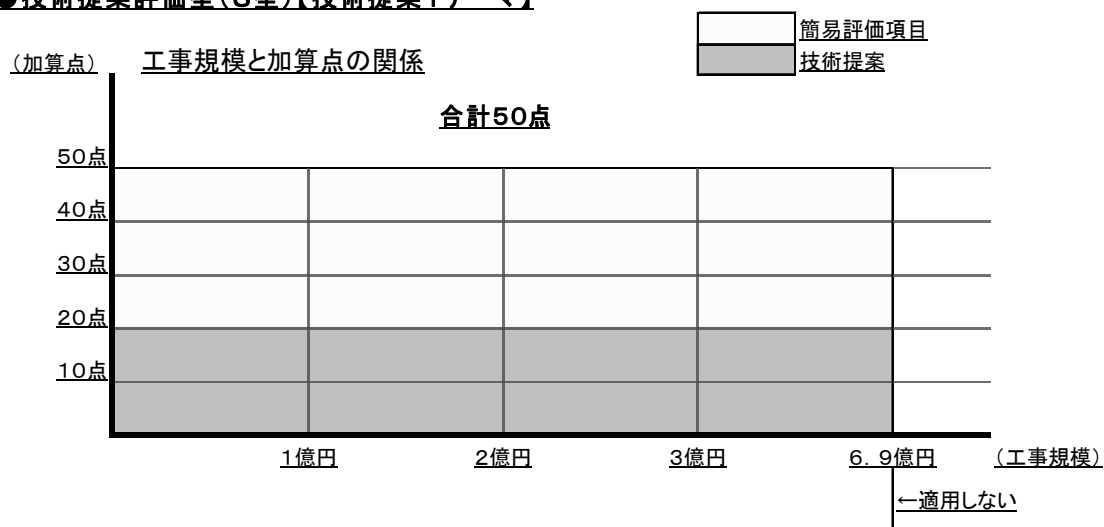
評価要素としては、技術提案の評価、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、適用加算点は、技術提案の評価点に対応する部分は20～40点、その他の部分は20～30点、合計50～60点の範囲で適宜設定するものとする。

※国の建設工事の調達においては、R2. 4. 1～R4. 3. 31の間は6.9億円以上が対象となる。

●技術提案評価型(S型)【技術提案2テーマ】



●技術提案評価型(S型)【技術提案1テーマ】



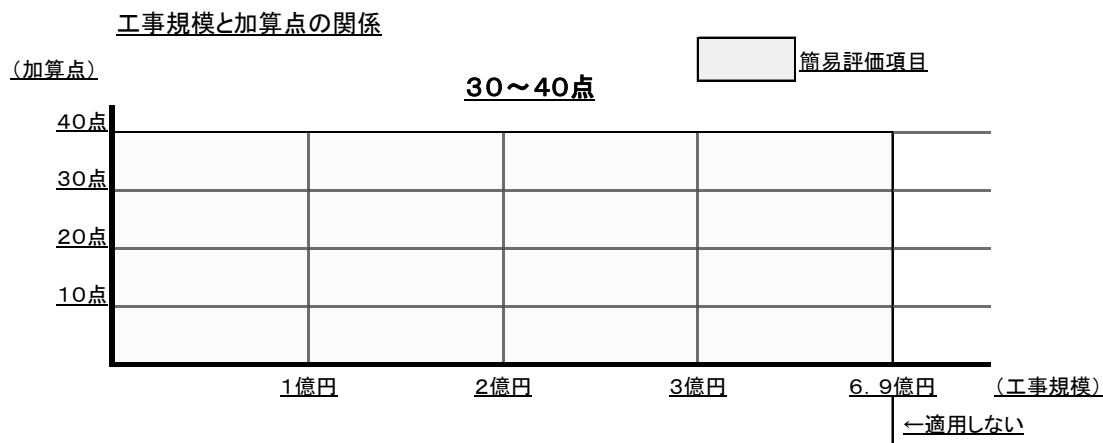
2) 施工能力評価型

施工能力評価型 (I型・II型)

評価要素としては、技術者の評価及び企業の評価の全てとし、加算点幅は下図のとおりとし、30～40点までの範囲で適宜設定するものとする。なお、I型における施工計画は可・不可の二段階で判断し点数化はしないものとする。また、施工計画が不可の場合には競争参加資格を認めないこととする。

なお、本方式は、「政府調達に関する協定」適用工事には適用しない。

●施工能力評価型



3) 施工体制確認型における適用加算点

施工体制確認型を適用する場合の加算点は、技術提案評価型で10～70点まで、施工能力評価型で10～50点までの範囲内で工事内容に応じて適切に定めることができる。

通達※：国地契第72号「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(H18.12.8)

第4 落札者の決定方法

「技術提案評価型」、「施工能力評価型」のいずれの総合評価方式においても、総合評価方式による落札者の決定は、以下の方法による。

- (1) 入札参加者は、価格及び技術資料（技術提案、施工実績等）をもって入札し、下記により得られる評価値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 評価値
 - ① 入札価格が予定価格以下であること。
 - ② ①の要件を満たす入札を行った者に対して、以下により算出さ

れる評価値をもって総合評価する。

評価値＝（標準点＋加算点）÷入札価格（単位：億円）

＝（１００点＋加算点）÷入札価格

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者
に１００点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した
加算点を与える。

- ③ 施工体制確認型においては、①の要件を満たす入札を行った者
に対して、以下により算出される評価値をもって総合評価する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格（単位：億円）

＝（１００点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格

標準点：要求要件を満足する技術資料を提出した者
に１００点の標準点を与える。

加算点：技術資料に対し評価基準に基づき評価した
加算点を与える。

施工体制評価点：品質確保のための体制その他の施工体制の確
保状況を評価基準に基づき評価された施工体制
評価点を与える。

（３）評価値、基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。なお、基準評価値とは
以下のとおりとする。評価値の計算において入札価格の単位は億円
とする。

基準評価値＝１００点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

- （４）評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引
かせて落札者を決定する。

第５ 総合評価の履行の担保について

（１）履行の担保

落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保する
ための措置や履行できなかった場合の措置について、次に掲げる何
れかを選択する。

- 1) 工事施工中に技術提案の履行が確認できる場合
→ 工事の一時中止（提案の履行が確認できるまで施工を中止する。ただし、これに伴う工期延期は行わない。）
- 2) 工事が完了しなければ技術提案の履行が確認できない場合
→ 工事成績の減点措置、違約金の徴収とする。

①工事成績の減点措置

工事成績減点値＝ $((A - B) / A) \times (\text{該当項目の加算点} / \text{加算点合計}) \times ※10 \text{点}$

A：入札時の技術提案の評価（加算点）

B：施工後の実施に対する評価（加算点）

工事成績減点値は少数以下四捨五入した値とする。

※工事成績評定の「法令遵守項目」として1ヶ月未満の指名停止相当の減点を適用

②違約金の徴収

違約金＝ $C - C * ((D + E + G) / (D + F + G))$

C：当初入札金額

D：標準点＝100点

E：施工後の実施値における加算点合計

F：当初入札時に記載した技術提案による加算点合計

G：施工体制評価点

第6 低価格入札であって、落札を決定された者が契約しなかった場合の企業評価への反映

低価格入札であって、落札を決定された者（予定された者含む。以下同じ。）が契約しなかった場合は、別紙 表－1～6の評価項目のうち「事故及び不誠実な行為等」で評価点を最大30点減点するものとする。

この措置は低価格入札での落札を決定された者が建設共同企業体の場合は、その構成員へ同様の評価を適用するものとし、低価格入札での落札を決定された者が単体企業の場合は、単体企業が構成員

となる建設共同企業体へ同様の評価を適用するものとする。

第7 入札及び契約の過程に関する苦情処理等について

入札及び契約の過程に関し、公正な競争の促進、透明性の確保の観点から、苦情申立てに対し、発注者として先ず入札・契約の過程について適切に説明するとともに、さらに不服（再苦情）のある者については、「四国地方整備局入札監視委員会」による審議を経て回答することとし公正に処理する。

また、各競争参加者から提出された技術提案のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目の通知に関する問い合わせに対応するための窓口を設置する。

附 則

（施行期日）

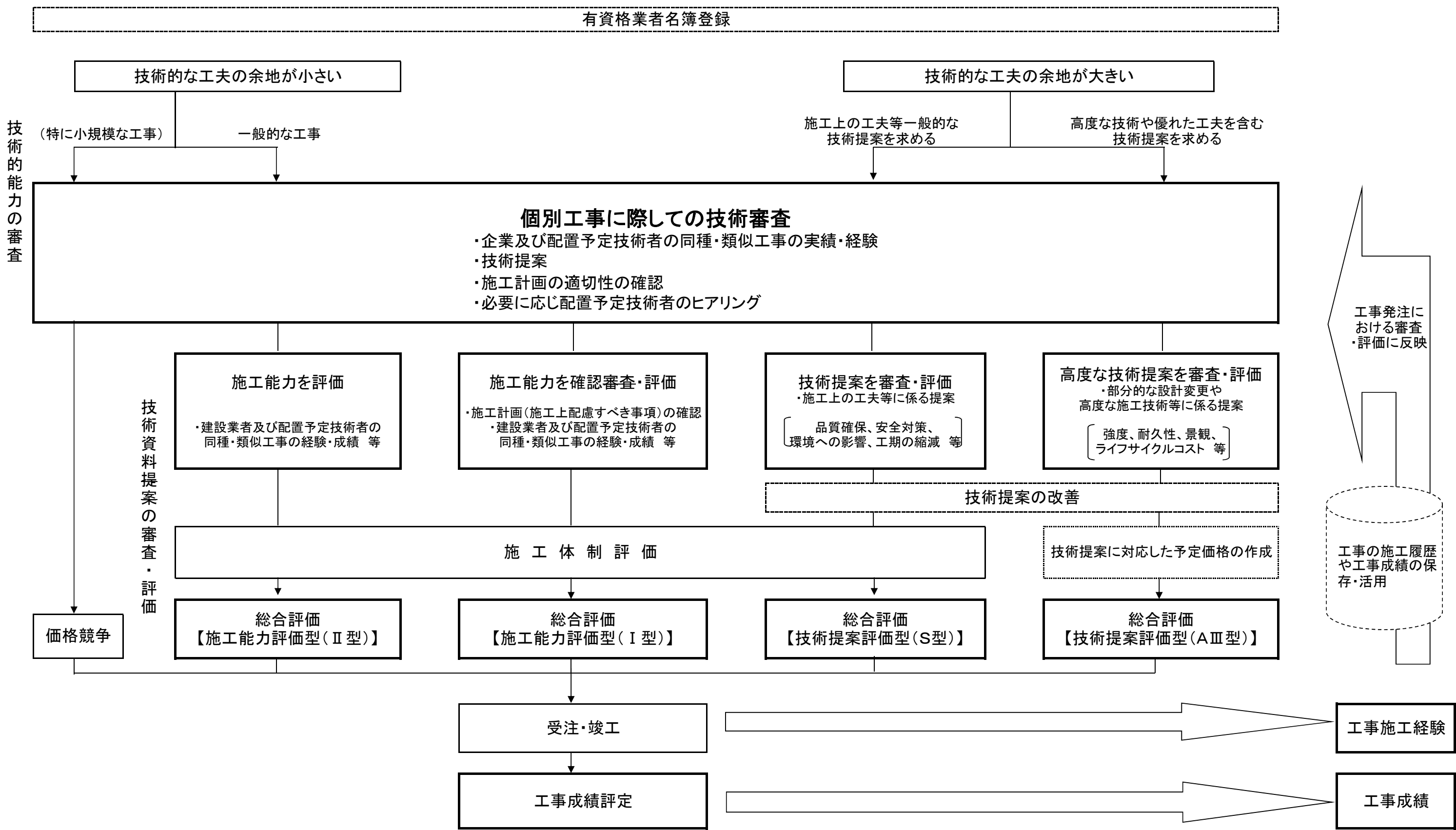
本実施方針は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）[最終改正]

本実施方針は、令和2年4月1日より施行する。

図ー１



※技術提案評価型(AⅠ型)は調査段階(予備設計前)、技術提案評価型(AⅡ型)は予備設計段階(詳細設計前)に適用を検討すること。
技術提案評価型(AⅠ型):通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に、施工方法に加え工事目的物そのものに係る提案を求める工事に適用。
技術提案評価型(AⅡ型):有力な構造・工法が複数有り、技術提案で最適案を選定する場合に適用。

表－１ 四国地方整備局における「技術提案評価型(A型)WTO」評価項目及び評価点(案)【令和2年度版】

	評価の視点			評価項目	評価対象項目	加算点 (評価点)	備 考
総合評価	技術提案評価	技術提案評価（※VEに値する提案）	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	—	評価項目を以下の方法で加算点を算出。（ガイドライン参照） ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は50点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。
			性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎		
			環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎		
			合　　計				50
段階選抜	技術提案評価	簡易な技術提案	施工上の課題への対応	指定した施工上の課題への対応の的確性	◎	—	評価項目を以下の方法で評価点を算出。 ・判定方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、評価点は30点満点とする。
			材料の品質の確認・管理方法	材料の品質の確認方法、管理方法の適切性	◎		
			合　　計				30
	簡易評価項目	技術者評価	配置予定技術者の能力	同種・類似の施工経験	◎	5	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。 次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に加点する。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）
			小　　計				
		企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	15	
			ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価	△	1 ※上記企業の施工実績は(14)とする	
			小　　計				
		合　　計				20	
	ヒアリング	配置予定技術者の技術提案に対する理解度			◎	—	ヒアリングは、技術提案の内容を確認するために実施するもので、評価は行わない。
加算点合計（満点）					50～70		

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE: Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

表－２ 四国地方整備局における「技術提案評価型(A型)非WTO」評価項目及び評価点(案)【令和2年度版】

		評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点 (評価点)	備 考	
総合評価	技術提案評価 Eに値する提案(※V)	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	—	評価項目を以下の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は50点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。		
		性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎				
		環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎				
		合 計				50		
	簡易な技術提案	施工上の課題への対応	指定した施工上の課題への対応的確性	◎	—	評価項目を以下の方法で評価点を算出。 ・判定方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、評価点は20点満点とする。		
		材料の品質の確認・管理方法	材料の品質の確認方法、管理方法の適切性	◎				
		合 計				20		
段階選抜	技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5	港湾空港部以外(過去8年度間に完成した地方整備局・北海道開発局・内閣府沖縄総合事務局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)。港湾空港部に限る(地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)における6年間の平均工事成績点(当該工種)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)		
			同種・類似の施工経験	◎	10			
			工事成績	◎	30			
			優良工事技術者表彰	◎	5		評価対象期間は、過去4年度。	
		合 計				50		
	基本企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。		
			工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における4年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)		
			工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長をいう。)、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰、3R推進功労者等表彰(港湾空港関係除く)、i-Construction大賞(港湾空港関係のみ)を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。		
				小計	45			
		地域精進度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)	◎	10	港湾空港部を除く		
			災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績	◎	10	災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害時における緊急復旧等の実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。		
			事故及び不誠実な行為等	◎	0 ～30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。		
				小計	-30 ～ 20			
		合 計				-30 ～ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。	
		企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象とする。	
				災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。 四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。(港湾空港部)	
			地理的条件	地理的条件(営業拠点)	△	5		
	地理的条件(四国島内製作工場の有無)			△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用		
	AS舗装施工体制			△	10	AS舗装工事に適用		
	作業船		工事で使用する作業船の保有	△	5	工事で使用する作業船の保有状況を評価。(港湾空港部)		
			環境負荷の低い作業船の使用	△	5	「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」に定められたNOx(窒素酸化物)の排出規制に適合する作業船を対象とする。(港湾空港部)		
	ICT技術の活用		ICT技術の全面的活用	△	5	下記①～⑤の全てを実施し、ICT技術(土工・舗装・浚渫)を全面的に活用する計画の工事に適用 ※浚渫は③を除く ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工 ④3次元出来高管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品		
	情報化施工技術の活用		情報化施工技術の活用	△	5	TSIによる出来高管理技術(舗装工)、TS・衛生測位システムによる締固め管理技術、MC(モータグレーダ)技術、MG(バックホウ)技術による情報化施工を活用する工事に適用		
	技能者等の活用		登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用		
			特殊技術者の活用	△	5	・港湾工事全般(陸上工事含む)は「海上工事施工管理技術者Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類」、制限区域内における空港工事の場合は「空港工事施工管理技術者」を対象とする。原則、港湾施設及び海岸保全施設の構造物(岸壁、防波堤、堤防等)の建設又は改良等を行う工事は、海洋・港湾構造物設計士も対象。(港湾空港部) ・地すべり防止工事士、河川維持管理技術者等の活用(港湾空港部除く)		
	合 計				0～25			
	合 計				-30 ～ 140	評価点の総和(＝合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点20～30点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。		
	リンク	配置予定技術者の技術提案に対する理解度			◎	—	ヒアリングは、技術提案の内容を確認するために実施するもので、評価は行わない。	
	加算点合計(満点)						50～70	

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表－３ 四国地方整備局における「技術提案評価型（S型）WTO」評価項目及び評価点（案）【令和2年度版】

		評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点 （評価点）	備 考
総合評価	技術提案評価	技術提案評価（※VEに値する提案）	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	—	評価項目を以下の方法で加算点を算出。（ガイドライン参照） ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は60～70点満点とし、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を70点以内で設定する。
			性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎		
			環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎		
			合 計			60～70	
	段階選抜	技術者評価	配置予定技術者の能力	同種・類似の施工経験	◎	5	
			小 計			5	
		企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	15	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
			ワーク・ライフ・バランス	ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価	△	1	次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に加点する。 ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）
			国土技術開発賞	国土技術開発賞の受賞実績を評価	△	1	国土技術開発賞のうち、最優秀賞、優秀賞、特別賞のいずれかの受賞実績を評価する。
			小 計			15	
			合 計			20	
		ヒアリング	配置予定技術者の技術提案に対する理解度		◎	—	ヒアリングは、技術提案の内容を確認するために実施するもので、評価は行わない。
			加算点合計（満点）			50～70	

◎：原則必須項目とする △：評価してもよい項目

※VE：Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

表－４ 四国地方整備局における「技術提案評価型(S型)非WTO」評価項目及び評価点(案)【令和2年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	加算点	備 考		
Eに値する提案(※V)	総合的なコスト	総合的なコストの低減に関する技術提案	◎	—	評価項目を以下の方法で加算点を算出。(ガイドライン参照) ・判定方式 ・数値方式 ・順位方式 ○価格換算できない複数項目の場合の配点割合は、均等に配点することを基本とする。 ○価格換算できない場合、加算点は20～40点満点、適宜設定する。 ○価格換算できる場合は、加算点を20～40点以内で設定する。		
	性能・強度等	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案	◎				
	環境の維持等	社会的要請への対応に関する技術提案	◎				
	合 計			20～40			
簡易評価項目	技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)	◎	5		
			同種・類似の施工経験	◎	10		
			工事成績	◎	30	港湾空港部以外(過去8年度間に完成した地方整備局・北海道開発局・内閣府沖縄総合事務局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)。港湾空港部に限る(地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)における6年間の平均工事成績点(当該工種)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)	
			優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。	
		合 計			50		
	企業評価	基本企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
				工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における4年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
				工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長をいう。)、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰、3R推進功労者等表彰(港湾空港関係除く)、i-Construction大賞(港湾空港関係のみ)を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
					小計	45	
			地域精通度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)	◎	10	港湾空港部を除く
				災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績	◎	10	災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害時における緊急復旧等の実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。
				事故及び不誠実な行為等	◎	0 ～30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
					小計	-30 ～ 20	
		合 計			-30 ～ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。	
		その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象とする。
				災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。 四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。(港湾空港部)
			地理的条件	地理的条件(営業拠点)	△	5	
				地理的条件(四国島内製作工場の有無)	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用
				AS舗装施工体制	△	10	AS舗装工事に適用
			作業船	工事で使用する作業船の保有	△	5	工事で使用する作業船の保有状況を評価。(港湾空港部)
				環境負荷の低い作業船の使用	△	5	「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」に定められたNOx(窒素酸化物)の排出規制に適合する作業船を対象とする。(港湾空港部)
			ICT技術の活用	ICT技術の全面的活用	△	5	下記①～⑤の全てを実施し、ICT技術(土工・舗装・浚渫)を全面的に活用する計画の工事に適用 ※浚渫は③を除く ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工 ④3次元出来高管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品
			情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	△	5	TSによる出来高管理技術(舗装工)、TS・衛生測位システムによる締固め管理技術、MC(モータグレーダ)技術、MG(バックホウ)技術による情報化施工を活用する工事に適用
			技能者等の活用	登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用
	特殊技術者の活用			△	5	・港湾工事全般(陸上工事含む)は「海上工事施工管理技術者Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類」、制限区域内における空港工事の場合は「空港工事施工管理技術者Ⅰ」を対象とする。原則、港湾施設及び海岸保全施設の構造物(岸壁、防波堤、堤防等)の建設又は改良等を行う工事は、海洋・港湾構造物設計士も対象。(港湾空港部) ・地すべり防止工事・河川維持管理技術者等の活用(港湾空港部除く)	
	合 計			0～25			
	合 計			-30 ～ 140	評価点の総和(＝合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点20～30点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。		
ヒアリング	配置予定技術者の監理能力		△	×1.0 ×0.5 ×0.0	同種・類似施工経験の評価点に左記係数を乗じる。		
	配置予定技術者の技術提案に対する理解度			×1.0 ×0.5 ×0.0	技術提案の加算点に左記係数を乗じる。		
加算点合計(満点)				50～60			

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※VE:Value Engineeringの略。目的物の機能を低下させずにコストを低減する、又は同等のコストで機能を向上させるための技術等である。

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表一５ 四国地方整備局における「施工能力評価型（Ⅰ型）」評価項目及び評価点（案）【令和2年度版】

評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価	備考
施工 価 計 画 評	施工計画	施工上配慮すべき事項の適切性	現場条件に応じ、施工上配慮すべき事項について、具体的に1項目設定。	可・不可	不可の場合は競争参加資格を認めない。
合計				－	

評価の視点		評価項目	評価対象項目	評価点	備 考		
簡易評価項目	技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD（継続教育）	◎	5		
			同種・類似の施工経験	◎	10		
			工事成績	◎	30	港湾空港部以外（過去8年度間に完成した地方整備局・北海道開発局・内閣府沖縄総合事務局発注の工事（港湾空港関係を除く）又は四国四県発注の工事に係る工事成績）。港湾空港部に限る（地方整備局発注の工事（港湾空港関係に限る）における6年間の平均工事成績点（当該工種）又は四国四県発注の工事に係る工事成績）	
			優良工事技術者表彰	◎	5	評価対象期間は、過去4年度。	
		合 計			50		
	企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績	◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。	
			工事成績	◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局（港湾空港関係除く）における4年間の平均点（全工種） 営繕部工事については、5年間の平均点（工種毎） 港湾空港部工事については、四国地方整備局（港湾空港関係）における5年間の平均点（当該工種）	
			工事に係る表彰	◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価（優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰）。評価は、局長、部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長をいう。）、四県知事及び四県土木（県土整備）部長の表彰、3R推進功労者等表彰（港湾空港関係除く）、i-Construction大賞（港湾空港関係のみ）を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。	
				小計	45		
		地域精通度 （災害支援、社会性）	地理的条件（近隣実績）	◎	10	港湾空港部を除く	
			災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績	◎	10	災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害時における緊急復旧等の実績は、指示書（票）又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。	
			事故及び不誠実な行為等	◎	0 ～-30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為（贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等）などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。	
				小計	-30 ～ 20		
		合 計			-30 ～ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。	
		その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価	△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象とする。
				災害時の復旧支援体制	△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。 四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。（港湾空港部）
			地理的条件	地理的条件（営業拠点）	△	5	
				地理的条件（四国島内製作工場の有無）	△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工（工場製作桁のある工事に限る）に適用
				AS舗装施工体制	△	10	AS舗装工事に適用
			作業船	工事で使用する作業船の保有	△	5	工事で使用する作業船の保有状況を評価。（港湾空港部）
				環境負荷の低い作業船の使用	△	5	「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」に定められたNOx（窒素酸化物）の排出規制に適合する作業船を対象とする。（港湾空港部）
			ICT技術の活用	ICT技術の全面的活用	△	5	下記①～⑤の全てを実施し、ICT技術（土工・舗装・浚渫）を全面的に活用する計画の工事に適用 ※浚渫は③を除く ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工 ④3次元出来高管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品
			情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用	△	5	TSIによる出来高管理技術（舗装工）、TS・衛生測位システムによる締固め管理技術、MC（モータグレーダ）技術、MG（バックホウ）技術による情報化施工を活用する工事に適用
			技能者等の活用	登録基幹技能者の活用	△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用
				特殊技術者の活用	△	5	・港湾工事全般（陸上工事含む）は「海上工事施工管理技術者Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類」、制限区域内における空港工事の場合は「空港工事施工管理技術者」を対象とする。原則、港湾施設及び海岸保全施設の構造物（岸壁、防波堤、堤防等）の建設又は改良等を行う工事は、海洋・港湾構造物設計士も対象。（港湾空港部） ・地すべり防止工事・河川維持管理技術者等の活用（港湾空港部除く）
		合 計			0～25		
	合 計			-30 ～ 140	評価点の総和（＝合計評価点）を基に、工事規模により該当する「加算点（満点20～30点）」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。		

ヒ ア リ ン グ	配置予定技術者の監理能力	△	×1.0 ×0.5 ×0.0	同種・類似施工経験の評価点に左記係数を乗じる。
	配置予定技術者の施工計画に対する理解度		可・不可	不可の場合は競争参加資格を認めない。

加算点合計（満点）			30～40	
-----------	--	--	-------	--

◎：原則必須項目とする △：評価してもよい項目

※CPD：Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表一6 四国地方整備局における「施工能力評価型(Ⅱ型)」評価項目及び評価点(案) 【令和2年度版】

評価の視点			評価項目	評価対象項目	評価点	備考		
簡易評価項目	技術者評価	配置予定技術者の能力	CPD(継続教育)		◎	5		
			同種・類似の施工経験		◎	10		
			工事成績		◎	30	港湾空港部以外(過去8年度間に完成した地方整備局・北海道開発局・内閣府沖縄総合事務局発注の工事(港湾空港関係を除く)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)。港湾空港部に限る(地方整備局発注の工事(港湾空港関係に限る)における6年間の平均工事成績点(当該工種)又は四国四県発注の工事に係る工事成績)	
			優良工事技術者表彰		◎	5	評価対象期間は、過去4年度。	
		合 計				50		
	企業評価	基本企業評価	企業の施工実績	同種・類似の施工実績		◎	10	実績要件の同種性に加え、構造形式、規模・寸法、使用機材、架設工法、設計条件等について、更なる同種性が認められる場合に加点する。
				工事成績		◎	30	港湾空港部、営繕部を除く工事については、四国地方整備局(港湾空港関係除く)における4年間の平均点(全工種) 営繕部工事については、5年間の平均点(工種毎) 港湾空港部工事については、四国地方整備局(港湾空港関係)における5年間の平均点(当該工種)
				工事に係る表彰		◎	5	工事に係る表彰関係を一括りに集約し評価(優良工事表彰、安全管理優良請負者表彰、技術開発貢献、環境・景観保全貢献、その他の表彰)。評価は、局長、部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長をいう。)、四県知事及び四県土木(県土整備)部長の表彰、3R推進功労者等表彰(港湾空港関係除く)、i-Construction大賞(港湾空港関係のみ)を対象。評価の重複は、行わない。評価対象期間は、過去2年度。
						小計	45	
			地域精通度 (災害支援、社会性)	地理的条件(近隣実績)		◎	10	港湾空港部を除く
				災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績		◎	10	災害支援に係る表彰及び災害時における緊急復旧等の実績を評価。災害支援に係る表彰の評価は、大臣、局長、事務所長等、四県知事及び市町村長の表彰状、感謝状を対象。また、災害時における緊急復旧等の実績は、指示書(票)又は契約書等を対象。評価対象期間は、過去3年度。
				事故及び不誠実な行為等		◎	0 ～30	安全管理措置の不適切により生じた事故及び不誠実な行為(贈賄、粗漏工事、建業法違反、独占禁止法違反等)などにより生じた指名停止等の措置を受けた場合は対象となる。特に、低入札で契約辞退した企業等は、悪質な不誠実行為として評価点を最大30点減点する。累計する。
						小計	-30 ～ 20	
		合 計				-30 ～ 65	基本企業評価点がマイナスであっても、競争参加資格を認める。	
		その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力に係る評価		△	5	災害時の事業継続力評価について、「四国建設業BCP等審査会」が発行する認定書を対象とする。
				災害時の復旧支援体制		△	5	四国建設業BCP等審査会の認定書有り又は災害対策用重機を所有している場合に加点。 災害対策用重機はブルドーザ、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンを対象とする。 維持修繕工事に適用する。 四国地方整備局管内に船籍港又は定係港を有する主作業船保有の有無を評価。(港湾空港部)
			地理的条件	地理的条件(営業拠点)		△	5	
				地理的条件(四国島内製作工場の有無)		△	5	鋼橋上部工、水門・樋門ゲート設備工、PC上部工(工場製作桁のある工事に限る)に適用
				AS舗装施工体制		△	10	AS舗装工事に適用
			作業船	工事で使用する作業船の保有		△	5	工事で使用する作業船の保有状況を評価。(港湾空港部)
				環境負荷の低い作業船の使用		△	5	「海洋汚染等及び海上作業の防止に関する法律」に定められたNOx(窒素酸化物)の排出規制に適合する作業船を対象とする。(港湾空港部)
			ICT技術の活用	ICT技術の全面的活用		△	5	下記①～⑤の全てを実施し、ICT技術(土工・舗装・浚渫)を全面的に活用する計画の工事に適用 ※浚渫は③を除く ①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建設機械による施工 ④3次元出来高管理等の施工管理 ⑤3次元データの納品
			情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用		△	5	TSIによる出来高管理技術(舗装工)、TS・衛生測位システムによる締固め管理技術、MC(モータグレーダ)技術←MG(バックホウ)技術による情報化施工を活用する工事に適用
			技能者等の活用	登録基幹技能者の活用		△	5	登録基幹技能者を活用する工事に適用
				特殊技術者の活用		△	5	・港湾工事全般(陸上工事含む)は「海上工事施工管理技術者Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類」、制限区域内における空港工事の場合は「空港工事施工管理技術者」を対象とする。原則、港湾施設及び海岸保全施設の構造物(岸壁、防波堤、堤防等)の建設又は改良等を行う工事は、海洋・港湾構造物設計士も対象。(港湾空港部) ・地すべり防止工事士、河川維持管理技術者等の活用(港湾空港部除く)
			合 計				0～25	
	合 計				-30 ～ 140	評価点の総和(＝合計評価点)を基に、工事規模により該当する「加算点(満点20～30点)」に換算する。 評価点合計がマイナスの場合は加算点合計を「0点」とする。		
加算点合計(満点)					30～40			

◎:原則必須項目とする △:評価してもよい項目

※CPD:Continuing Professional Developmentの略。技術者の技術力や倫理観を高めるために継続的に学習・教育を行うこと。

表－7

四国地方整備局における「施工体制確認型総合評価方式」の評価項目及び評価点 【令和2年度版】

評価の視点	評価対象項目	施工体制評価点	備考
品質確保の実効性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
施工体制確保の確実性	◎	15	優(15点)、良(5点)、可(0点)の3段階評価を基本とする。
合計		30	

◎:必須項目とする

※ 低価格入札を行った者から提出された追加資料及びヒアリングにおいて、施工体制が十分確保されていると認められない場合は、施工体制評価点の満点に対する比率に応じて、加算点(技術提案)を減ずるものとする。

施工体制評価後の加算点 = 企業・技術者評価加算点 + {開札時の技術提案加算点(仮) × (施工体制評価点 ÷ 30点)}